ラグジュアリーな宿泊施設の誘致促進を目的とした旅行ニーズ調査および
ＰＲ資料作成支援業務に係る企画提案（プロポーザル）募集要領

１ 業務目的

福井県嶺南振興局と若狭湾エリアの６市町（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）は、ラグジュアリーな宿泊施設を公募で誘致する若狭湾プレミアムリゾートエリア構想を進めている。

客室単価の高いラグジュアリーな宿泊施設を開発や運営する事業者（以下「誘致対象事業者」という。）の関心を高めることができるよう、本業務は、客室単価の高いラグジュアリーな宿泊施設に宿泊する国内外の旅行者が旅先に求めるニーズを調査・分析し、その結果も反映しながら、新たな宿泊施設の立地として若狭湾エリアの魅力を誘致対象事業者に紹介するためのＰＲ資料作成を目的とするものである。

２ 対象業務

（１）業務内容

仕様書および委託契約書（案）のとおり

（２）委託期間

契約締結日から令和９年３月１９日（金）まで

（３）予算額

委託金額の上限は、１２，１００，０００円（消費税および地方消費税を含む）とする。

３ 応募資格

提案書の提出期限日において、次の要件すべてを満たすこと。

（１）福井県財務規則（昭和３９年４月１日福井県規則第１１号）第１４６条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者（本募集要領に記載の応募期限までに資格の申請を行い、契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（３）現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（５）次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

４ 企画提案募集要領等の交付

企画提案募集要領等については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和８年１１月１７日（火）から　令和８年１１月２６日（木）まで
②交付資料	ア 企画提案募集要領 イ 仕様書 ウ 契約書（案）
③交付方法	福井県嶺南振興局のホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。 URL：https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013440/wakasaprp.html

５ 企画提案参加申込書の提出

企画提案を行う者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとする。 **電子メールで送信する場合は、送信後、電話により着信の確認を行うこと。**

①提出期限	令和８年１１月２６日（木）１７時（必着）
②提出方法 提出先	電子データを**電子メール等で下記アドレスに送付すること。** E-mai ：reinan-project@pref.fukui.lg.jp ＴＥＬ：０７７０－２２－５３１２
③提出書類	ア 企画提案参加申込書（別紙様式第１号） イ 企画提案参加資格誓約書（別紙様式第２号） ウ 福井県競争入札参加資格通知書の写し エ 仕様書記載の業務と同種の業務実績が確認できる書類（契約書の写しなど）

６ 応募資格審査（1次審査）の結果通知

企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和８年１１月３０日（月）までに電子メール等で連絡する。

参加資格通知書受領後、参加資格のある者について、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（別紙様式第４号）に必要事項を記載し、５②のアドレスへ**電子メールにて送付し、送信後、電話により着信の確認を行うこと。**

７ 企画提案書の提出

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。**電子メールで送信する場合は、送信後、電話により着信の確認を行うこと。**

①提出期限	令和８年１２月　７日（月）１７時（必着）
②提出方法	電子データを**電子メール等で下記アドレスに送付すること。** reinan-project@pref.fukui.lg.jp
③提出先	福井県嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室 所　在：〒９１４－０８１１　福井県敦賀市中央町１丁目７番４２号 ＴＥＬ：０７７０－５２－５３１２
④提出書類	・表紙（別紙様式５号）を添付すること。 ・仕様書に基づく提案内容を任意様式で記載すること。なお、仕様書別紙に記載する項目については必ず記載すること。 ※企画提案書はＡ４サイズ、横長、パワーポイント形式で作成すること。 ・提案内容の補足資料として必要な場合は参考資料を添付すること。 ※参考資料のサイズや形式は任意とする。 ・見積書

８ 質問および回答

質問は、別紙様式第３号「質問書」により提出すること。

（１）提出期限　令和８年１１月１９日（木）１７時（必着）

（２）提出先　　嶺南振興局嶺南プロジェクト推進室

E-mail　　reinan-project@pref.fukui.lg.jp

（３）提出方法　電子メール**（電子メールの送信後、電話により着信の確認を行うこと）**

質問に対する回答は、令和８年１１月２４日（火）までにＨＰに掲載する。ただし、軽微な質問には口頭等により回答する場合がある。

９ 契約相手方の選定等

(1)企画提案書の審査(2次審査)

企画提案書の審査は、企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、プロポーザル審査会において総合的に審査した上で、契約相手方を１つ選定する。プロポーザル審査会はプレゼンテーション（１５分以内）およびヒアリング（１０分程度）を行う。WEB 会議にて実施を予定し、詳細な日程は別途通知する。

(2)審査方法

プロポーザル審査会では、審査基準に基づき企画提案書等の内容について公正な審査を行う。プロポーザル審査会での審査において、最も評価の高かった提案者を契約相手方として選定する。ただし、総合点数が一定未満の場合は、最も評価が高い場合であっても選定しない。

(3)審査基準

審査にあたっては、以下の基準により評価する。

Ｎｏ	審査項目	評価の視点
1	提案内容	若狭湾プレミアムリゾート構想の目的を十分理解し、福井県嶺南振興局が本業務に求めることを反映した計画が提案されているか。 業務内容（１）ニーズの調査・分析については、仕様書に示す考え方を充分理解して計画を立てており、効果的なＰＲ資料作成に有効な情報の収集につながることが期待できる提案であるか。 業務内容（２）ＰＲ資料作成支援業務については、仕様書に示す考え方を十分理解して資料作成の計画を立てており、誘致対象事業者の関心喚起につながることが期待できる提案であるか。
2	企画提案者の専門性や遂行能力	ラグジュアリーな宿泊施設の誘致に関する専門的な知識や業務実績など、本業務の実施に必要な能力が認められるか。 実施体制やスケジュールは、本業務の目的に沿って適切に業務を遂行することが見込まれるものであるか。
3	経済性	提案内容に応じた妥当なものであるか。

(4)審査結果

１次審査結果は、応募者全員に通知する。

２次審査結果は、２次審査対象者全員に通知する。

（※審査は応募者の能力や提案内容を評価するために行うものであり、企画提案書の内容で事業を実施することを認めるものではないので留意すること。）

10 契約

（１）契約方法等

県と契約相手方が業務履行に関する必要な協議を行い、協議が整った場合に契約相手方から改めて見積書を徴収し、地方自治法施行例第１６７条の２の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

（２）契約書

別に定める委託契約書（案）のほか、福井県財務規則や関係法令等の定めるところによる。

（３）再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

（４）契約保証金

福井県財務規則ほか関係法令等に定めるところによる。

（５）知的財産権等の取扱い

アンケート調査結果等の所有権や著作権など、本業務から生じるすべての権利は、福井県に帰属するものとする。

11 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ 所定の日時および場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、２以上の提案をしたとき。

エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

オ 同一のプロポーザルに対して、２以上の代理人をしたとき。

カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

キ 見積書の金額、住所、氏名、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき。

ク その他、提示した事項およびプロポーザルに関する条件に違反したとき。

12 応募先および問い合わせ先

（１）名　称　福井県嶺南振興局
嶺南プロジェクト推進室　（担当：石川）

（２）所在地　〒９１４－０８１１　福井県敦賀市中央町１丁目７番４２号

（３）連絡先　電　話　０７７０－２２－５３１２
E-mail　）reinan-project@pref.fukui.lg.jp
（土・日・祝日を除く８時３０分から１７時まで）

13 その他

（1）提案書の作成、提出経費は全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。

（2）提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は県の内部および１次審査、２次審査の審査目的に限る。

（3）本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはならない。

（4）若狭湾プレミアムリゾート構想の概要や過去に行っている公募について十分理解のうえ提案すること。なお、構想に関することは下記ホームページに掲載している。

若狭湾プレミアムリゾート構想について ｜ 福井県ホームページ

若狭湾プレミアムリゾート構想　第２回募集について ｜ 福井県ホームページ